

農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針の変更について

令和6年12月13日
福島県農業担い手課

1 基本方針の性質

農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）は、農業経営基盤強化促進法（以下「基盤法」という。）第5条に基づき、県が自らの地域の農業のあるべき姿について、そのビジョンを描き、今後の農政を推進する目標として策定されるものであり、おおむね5年ごとに変更し、その後10年間を見通して定めることとされている。

2 変更の理由

基盤法に基づく基本方針のおおむね5年ごとの変更により見直しを行うものである。

3 主な変更の内容

次の事項の見直しを行うとともに、所要の文言の修正を行った。

(1) 育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の育成の推進目標

効率的かつ安定的な農業経営とは、主たる従事者の年間労働時間が他産業従事者と同等であり、主たる従事者一人当たり生涯所得がその地域における他産業従事者と遜色ない水準を確保し得る生産性の高い経営であることから、現状値を基に目標とすべき年間総労働時間及び年間農業所得を次のとおり見直した。

	変更後	変更前
年間総労働時間（主たる従事者1人当たり）	1,800時間	1,900時間
年間農業所得（主たる従事者1人当たり）	460万円 (変更なし)	460万円
〃（1個別経営体（主たる従事者1人 ＋補助従事者1人）当たり）	590万円 (変更なし)	590万円

(2) 地方別の基本的な方向

地域農業の現状を踏まえて見直しを行った。

(3) 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

地方別経営類型と生産方式等について、新たな技術の革新や農政の変化等を踏まえ、(1)に掲げる目標を達成できるよう見直しを行った。

4 現行基本方針の策定・変更の経過

平成 5年11月 策定

平成13年 2月 おおむね5年ごとの変更

平成17年12月 おおむね5年ごとの変更

平成22年 3月 法改正に伴う一部変更

(平成23年 3月 おおむね5年ごとの変更作業中であったが、震災で中断)

平成 26 年 6 月 法改正に伴う一部変更及び震災以降の状況を踏まえた変更
平成 27 年 3 月 おおむね 5 年ごとの変更
令和 2 年 4 月 おおむね 5 年ごとの変更及び法改正に伴う一部変更
令和 5 年 4 月 法改正に伴う一部変更

5 変更の時期

令和 7 年 4 月（予定）